

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月28日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市規則第113号

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「第9条ただし書」を「第10条ただし書」に改める。

第8条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第14条」を「第15条」に改め、同条第2項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改める。

第9条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第2条 京都市健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第2条中「第5条」を「第6条」に改める。

第3条中「第5条」を「第6条」に、「市長が」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が」に、「市長に」を「指定管理者に」に改める。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条第2項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「第10条ただし書」を「第11条ただし書」に改める。

第8条第1項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「管理受託者（条例第15条の規定に基づきセンターの管理の委託を受けた団体をいう。）」を「指定管

理者」に改め、同条第2項中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改める。

第9条中「第12条第1項」を「第13条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第5条」を「第6条」に改める。

#### 附 則

この規則中第1条の規定は平成18年1月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)